

# 単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法

## 1 適用範囲

この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定に基づき行う単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この表示の様式及び表示の方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの表示の様式及び表示の方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

**JAS 0701-1** 単板積層材—第 1 部：一般要求事項

## 3 用語及び定義

この表示の様式及び表示の方法で用いる主な用語及び定義は、**JAS 0701-1** による。

## 4 格付の表示の様式

### 4.1 造作用単板積層材

格付の表示の様式は図 1 とし、次の a)～f)のとおりとする。

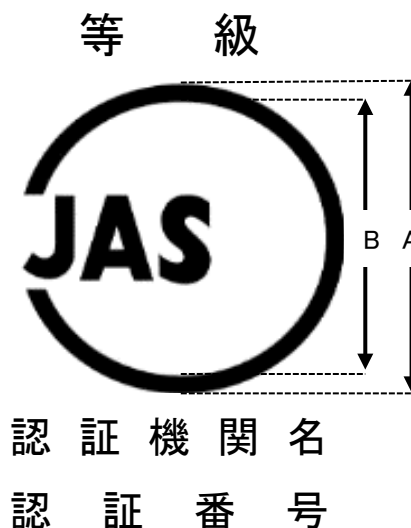


図 1—造作用単板積層材の格付の表示の様式

- a) A は 20 mm 以上とし、B は A の 9/10 としなければならない。
- b) JAS の文字の高さは、A の 3/10 としなければならない。

- c) 等級を表す文字の高さは、A の 1/5 としなければならない。
- d) 等級は、1 等、2 等又は 3 等の別を記載しなければならない。ただし、表面に化粧加工を施したものにあっては、等級の表示を省略する。なお、JAS 0701-1 の 5.2 の表示の方法に従って、等級を記載した場合は省略してよい。
- e) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- f) 認証番号は、認証品質取扱業者及び認証品質外国取扱業者（“認証品質取扱業者等” という。以下同じ。）の認証番号を記載する。ただし、JAS 0701-1 の 5.1 の表示事項に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は省略してよい。また、図 1 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

#### 4.2 構造用単板積層材

格付の表示の様式は図 2 とし、次の a)～d)のとおりとする。

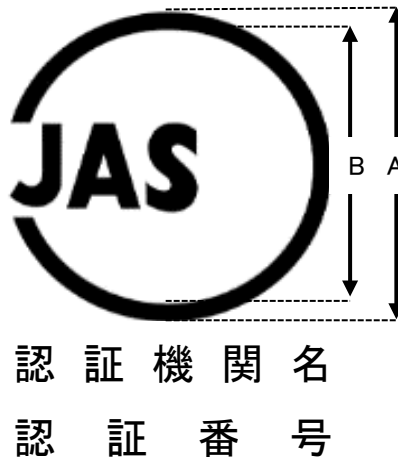


図 2—構造用単板積層材の格付の表示の様式

- a) A は、20 mm 以上とし、B は A の 9/10 としなければならない。
- b) JAS の文字の高さは、A の 3/10 としなければならない。
- c) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- d) 認証番号は、認証品質取扱業者等の認証番号を記載する。ただし、JAS 0701-1 の 5.3 の表示事項に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は省略してよい。また、図 2 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

#### 5 格付の表示の方法

各枚、各本又は各こりに、格付の表示を在庫管理により使用数の管理が可能な証票、又は工場の建屋や床に固定され容易に移動できない印字機により、JAS 0701-1 の箇条 5 の表示事項と同一面で見やすい箇所に明瞭に付さなければならない。

#### 制定等の履歴

制 定：昭和 63 年 10 月 11 日農林水産省告示第 1598 号  
一部改正：平成 12 年 6 月 9 日農林水産省告示第 823 号  
一部改正：平成 17 年 12 月 27 日農林水産省告示第 1999 号  
一部改正：平成 20 年 5 月 13 日農林水産省告示第 702 号  
一部改正：平成 25 年 11 月 12 日農林水産省告示第 2782 号  
一部改正：平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 686 号  
一部改正：令和 2 年 6 月 1 日農林水産省告示第 1063 号  
最終改正：令和 8 年 4 月 13 日農林水産省告示第 559 号

#### 制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 8 年 4 月 13 日農林水産省告示第 559 号  
令和 8 年 8 月 31 日から施行する。